

子育て支援 【(6) 子育てと仕事の両立支援】

基本施策/ 多様な保育サービスの充実

| | | |
|-----------------|--|--|
| 事業番号 | 134 | 135 |
| 事業名 | 延長保育事業 | 病児・病後児保育事業 |
| 事業概要 | 保護者の就労形態の多様化、職住の遠距離化等に対応するため、今後は地域の実情を踏まえながら、実施箇所の増や、新規に障害児の受入れ、午後8時までの「延長保育」を実施する。 | 看護休暇取得が困難な保護者にとって仕事と子育ての両立が困難なことから、医療機関併設型の「病児保育」を拡充していく。なお、病後児保育については、今後、医療機関併設型の病児保育に転換していく。 |
| 指標 | 実施箇所数 | 実施箇所数 |
| 初期値 (計画策定時) | 16年度:104か所 | 16年度:6か所 |
| 目標値 | 21年度:140か所 | 21年度:10か所程度 |
| 実績値 | 20年度:直営4、民営126箇所 | 20年度:8か所 |
| 20年度 実施状況等 | <ul style="list-style-type: none"> ■実施箇所:130か所 ■延べ利用人数:18,251人 | <ul style="list-style-type: none"> ■延べ利用者:4,041人 |
| 評価 (17～20年度) | <ul style="list-style-type: none"> ●保護者の就労形態の多様化、職住の遠距離化等に伴う保育時間延長への保護者ニーズに対応するため事業を拡大に努めた。 ●障害児の受入れについては、平成18年1月から実施した。 | <ul style="list-style-type: none"> ●病児保育に対する保護者のニーズに対応するため、実施箇所数の拡大を図ってきた。 |
| 今後の方向性 | 拡充 | 拡充 |
| 理由、改善点等 | 延長保育に係る市民ニーズの動向を踏まえながら、実施箇所の拡大等について検討する。 | 共働き家庭の多くが、子どもが病気のときの対応に苦慮しており、今後、更なる対策を講じる必要がある。 |
| 備考 (特記事項) | | |
| 担当(課) | 子ども家庭局・保育課 | 子ども家庭局・保育課 |

子育て支援 【(6) 子育てと仕事の両立支援】

基本施策/ 多様な保育サービスの充実

| 事業番号 | 136 | 137 |
|-----------------|--|---|
| 事業名 | 夜間(長時間)保育事業 | 休日保育事業 |
| 事業概要 | 夜間の保育需要に対応するため、午前7時から概ね午前0時まで利用できる「夜間保育所」に加えて、需要の見込まれる八幡西区で「長時間保育」を新たに実施する。 | 日曜日、祝日及び年末の保育需要に対応する「休日保育」を引き続き実施する。 |
| 指標 | 実施箇所数 | 実施箇所数 |
| 初期値 (計画策定時) | 16年度:1か所 | 16年度:7か所 |
| 目標値 | 21年度:2か所 | 21年度:7か所 |
| 実績値 | 20年度:1か所 | 20年度:7か所 |
| 20年度 実施状況等 | <ul style="list-style-type: none"> ■実施箇所:1か所 ■延べ利用児童数:563人 | <ul style="list-style-type: none"> ■実施箇所:7か所 ■延べ利用人数:1,374人 |
| 評価 (17～20年度) | <p>●午前7時から午前0時までの保育を実施することで、夜間の保育需要に対応している。</p> <p><今後の問題・課題など> 実施箇所の拡大等について検討してきたが、新たな長時間保育の実施については、深夜の保育士の確保などの課題がある。また事業の拡充については、仕事と生活との調和や、子どもの生活リズム等への配慮も必要である。</p> | <p>●保護者の就労形態が多様化する中、各区1か所で事業を実施することにより、市内での保育需要に対する対応を行ってきた。</p> |
| 今後の方向性 | 拡充 | 拡充 |
| 理由、改善点等 | 夜間保育に対するニーズを見極めながら、現行の夜間保育に係る入所定員の拡大について検討する。 | 休日保育に係る市民ニーズの動向を踏まえながら、実施箇所の拡大等について検討する。 |
| 備考 (特記事項) | | |
| 担当(課) | 子ども家庭局・保育課 | 子ども家庭局・保育課 |

子育て支援 【(6) 子育てと仕事の両立支援】

基本施策/ 多様な保育サービスの充実

| 事業番号 | 138 | 139 |
|-----------------|---|---|
| 事業名 | 特定保育事業 | 乳児保育事業 |
| 事業概要 | パート就労などの多様な働き方を支援するため、週に2、3日程度又は午前か午後のみなど必要に応じてより柔軟に利用できる「特定保育」について、需要動向等を踏まえながら、実施箇所の増や、特定保育に対応できる人的、物的保育環境の整備・充実に努める。 | 乳児保育は乳児専門保育所と一般保育所との統合により乳児受入保育所として整備を進めている。この進捗状況を見ながら、その他の一般保育所における受入年齢(現行概ね6か月以降)の拡充を検討する。 |
| 指標 | 実施箇所数 | — |
| 初期値 (計画策定時) | 16年度:1か所 | — |
| 目標値 | 21年度:10か所 | — |
| 実績値 | 20年度:5か所 | — |
| 20年度 実施状況等 | <ul style="list-style-type: none"> ■実施箇所:5か所 ■延べ利用人数:95人 | <ul style="list-style-type: none"> ■乳児受入保育所の整備1か所 |
| 評価 (17～20年度) | <p>●多様化する保護者のニーズに対応するため、事業内容の充実や実施箇所数の拡大に努めてきた。</p> <p><今後の対応・課題など> 特定保育の利用者数は安定しており、現行の体制を維持しながら、利用者のニーズの把握に努める。</p> | <p>●各乳児受入保育所においては、乳児期の児童をはじめ、多くの児童を受け入れている。</p> <p><今後の対応・課題など> 乳児保育所と一般保育所の統合計画の進捗を受けて、今後は一般保育所における乳児受入の拡大について検討する必要がある。</p> |
| 今後の方向性 | 継続 | 拡充 |
| 理由、改善点等 | | 産休明けを含む乳児期の保育ニーズに対応するため、一般保育所における対応の拡充について検討する。 |
| 備考 (特記事項) | | |
| 担当(課) | 子ども家庭局・保育課 | 子ども家庭局・保育課 |

子育て支援 【(6) 子育てと仕事の両立支援】

基本施策/ 多様な保育サービスの充実

| | |
|-----------------|---|
| 事業番号 | 140 |
| 事業名 | 障害児保育事業 |
| 事業概要 | 障害児の福祉向上、保護者の就労と子育て支援を図るため、通常保育での受入に加え、延長保育、一時保育においても障害児の受入を行う。また子ども総合センター、北九州市総合療育センターなど専門機関との連携を強め、LD・ADHD・高機能自閉症児など発達障害児への支援の拡充を図る。 |
| 指標 | 障害児の延長保育及び一時保育の受入れ |
| 初期値 (計画策定時) | 16年度:なし |
| 目標値 | 21年度:障害児の延長・一時保育での受け入れ |
| 実績値 | 20年度:「障害児延長保育」「障害児一時保育」を実施 |
| 20年度 実施状況等 | <p>■一時保育で在宅障害児の、受け入れを実施。 (対象児:集団保育が可能な中度及び軽度の障害児)</p> |
| 評価 (17～20年度) | <p>●障害児の福祉向上や保護者の子育て支援、就労支援の充実が図れた。 ●保育所入所障害児の延長保育については、平成18年1月より実施した。</p> <p><今後の問題・課題など> 発達障害等、配慮を必要とする児童が増加しており、その児童にあった細かい対応が求められている。</p> |
| 今後の方向性 | 拡充 |
| 理由、改善点等 | <p>保護者の就労支援の観点から、障害児保育のさらなる充実が求められる。 関係機関と連携しながら、保育所における発達障害児の支援の充実を図る必要がある。</p> |
| 備考 (特記事項) | |
| 担当(課) | 子ども家庭局・保育課 |

子育て支援 【(6) 子育てと仕事の両立支援】

基本施策/ 保育行政の効率化

| 事業番号 | 141 | 142 |
|-----------------|---|---|
| 事業名 | 保育所の適正配置の推進 | 公立保育所の民営化など |
| 事業概要 | 入所児童数の推移や就園率(就学前児童数に対する保育所入所児童数の割合)の状況など地域の保育需要の推移を踏まえ、保育所の適正配置を推進する。また、待機児童の解消とともに、よりよい保育環境を確保するために年度当初の定員超過の状況の解消を目指す。特に、待機児童の解消や年度中途の入所希望への対応を充実するため、民間社会福祉法人等の協力のもと、既存保育所の定員増を行い、保育所が不足する地域の入所枠を拡大する。 | 今後、さらに多様化する保育ニーズに対応するため、一層の効率的な保育所運営が求められている。これまで実績のある民間活力を活用し、公立保育所と民間の乳児専門保育所との統合等や公立保育所の建替え等を機に公立保育所の民営化を推進する。また、公設民営保育所を社会福祉法人に移譲するなどの民営化を実施する。一方、公立保育所においては公立保育所の果たすべき役割を認識しつつ、保育の質の向上、子育て家庭の支援や、実施困難な事業等に取り組む。 |
| 指標 | 待機児童数 | 直営保育所施設数 |
| 初期値 (計画策定時) | 16年度:57人 | 16年度:31施設 |
| 目標値 | 22年度:0人 | 22年度:20施設程度 |
| 実績値 | 19年度:0人 | 19年度:24施設 |
| 20年度 実施状況等 | <ul style="list-style-type: none"> ■新設(民間):1施設(90人) ■定員増:5施設(110人) | <ul style="list-style-type: none"> ■直営保育所1施設を民営化 (19年度公表、20年度法人公募、21年4月1日付民営化) |
| 評価 (17～20年度) | <p>●保育所の不足する小倉北区、小倉南区、八幡西区の一部地域で民間保育所の新設や定員増を行った結果、平成20年度、21年度とも、年度当初の待機児童は解消した。</p> <p><今後の問題・課題など> 保育所の定員については、市全体では年度当初の受入体制は概ね整っているが、年間を通して見た場合、若松区、八幡西区の一部で年度の後半にかけて待機児童が生じている。また、子育て家庭の中には「現在は働いていないが、今後は働きたい」との意向を持つ保護者もおり、厳しい経済状況が続く中で、保育所への入所を希望する人は今後更に増加するものと思われる。</p> | <p>●平成17～20年度末までに、直営保育所5施設の統合・民営化を行うとともに、民間法人による施設の建替えを進め、保育所運営の効率化と保育環境の向上に取り組んだ。</p> <p>●あわせて公立保育所の民間移譲を進め、保育所運営に係る市負担を軽減した。</p> <p><今後の問題点・課題など> 直営保育所について、運営の効率化とともに、子育て支援の観点から今後の役割、必要な機能などを明確にしたうえ、将来へ向けた施設の再編を図る必要がある。</p> |
| 今後の方向性 | 拡充 | 拡充 |
| 理由、改善点等 | 今後の就学前児童数の動向や、保護者の就労希望の動向などを踏まえながら、引き続き保育所の適正配置に取り組む。 | 直営保育所について、保育所運営の効率化を図りながら、その機能を集約し強化するため、保育所適正配置の一環として、統合・民営化による施設の再編を進める。 あわせて、直営保育所の機能を活かし、支援の必要な子どもと家庭への対応を図る。 |
| 備考 (特記事項) | 実績等は平成20年4月1日現在。 平成19年度拡充(ハートフル子どもプラン)により、事業概要を一部追加。 | 実績等は平成20年4月1日現在 |
| 担当(課) | 子ども家庭局・保育課 | 子ども家庭局・保育課 |

子育て支援 【(6) 子育てと仕事の両立支援】

基本施策/ 保育行政の効率化

| | |
|-----------------|---|
| 事業番号 | 354 |
| 事業名 | 直営保育所給食調理業務の民間委託 |
| 事業概要 | 本市行財政改革大綱(平成9年8月)に基づき、「公民の役割分担の見直し」の一環として、保育所給食調理業務の民間委託を行う。委託化の基準として、「調理員が2名欠員」となった時点で、民間委託化を行う。 |
| 指標 | — |
| 初期値 (計画策定時) | — |
| 目標値 | — |
| 実績値 | — |
| 20年度 実施状況等 | ■3箇所(平成11・12・20年度)で給食調理業務委託を実施済 |
| 評価 (17～20年度) | <p>●民間活力の導入により経費を削減するとともに、給食の質を確保する方策等を取り入れ、効率的な行政運営を行っている。</p> <p><今後の問題・課題など> 給食の提供体制の変更に伴い、保護者に対して十分な説明を行う必要がある。</p> |
| 今後の方向性 | 継続 |
| 理由、改善点等 | |
| 備考 (特記事項) | 平成19年度新規事業 |
| 担当(課) | 子ども家庭局・保育課 |

子育て支援 【(6) 子育てと仕事の両立支援】

基本施策/ 放課後児童クラブなどの充実

| | | |
|-----------------|--|---|
| 事業番号 | 143 | 144 |
| 事業名 | 放課後児童クラブの整備 | 放課後児童クラブの運営の充実 |
| 事業概要 | <p>両親共働き等の理由により、昼間保護者のいない、主に小学校低学年を対象としていた放課後児童対策を、希望する全ての子どもたちを対象とする放課後の居場所づくり、いわゆる全児童対策に転換するために必要な施設整備を行う。</p> <p>施設整備にあたっては、児童一人当たりの生活スペースを概ね1.65㎡以上確保するよう努めるとともに、児童が静養できるスペースを確保する。</p> <p>71人以上の大規模クラブについては、別棟を建設する等して分割(複数化)する。</p> | <p>両親共働き等の理由により、昼間保護者のいない、主に小学校低学年を対象としていた放課後児童対策を希望する全ての子どもたちを対象とする放課後の居場所づくり、いわゆる全児童化対策に転換することで、高学年児童や留守家庭以外の児童、障害児の受け入れを促進する。</p> <p>71人以上の大規模クラブについては、分割(複数化)し、クラブの規模の適正化を図る。</p> <p>また、放課後児童クラブの開設時間の18時30分以降までの延長を促進し、子育てと仕事の両立を支援する。</p> |
| 指標 | クラブ数・待機児童数・移設箇所数 | 延長実施クラブ数、受入障害児数、大規模クラブの分割、全児童対応クラブ数 |
| 初期値 (計画策定時) | 16年度:クラブ数123クラブ、待機児童数122人、移設箇所数16箇所 | 16年度:延長クラブ数48クラブ、受入障害児数52人、大規模クラブの分割一、全児童対応クラブ数一 |
| 目標値 | 21年度:クラブ数129クラブ、待機児童数0人、移設箇所数26箇所 | 21年度:延長クラブ数120クラブ、受入障害児数100人、大規模クラブの分割21箇所、全児童対応クラブ数61クラブ |
| 実績値 | 20年度:クラブ数126クラブ、待機児童数35人、移設箇所数29箇所 | 20年度:延長クラブ数96クラブ、受入障害児数125人、大規模クラブの分割3箇所、全児童対応クラブ数19クラブ |
| 20年度 実施状況等 | <p>放課後児童クラブの全児童化を平成20年度から平成22年度までの3カ年で体制整備を行うこととしており、初年度の平成20年度は、全児童化対応を図るため、新築整備を21箇所、児童館の移転新築を3箇所行った。さらに既存クラブの老朽・狭隘化等により移設整備したものは5箇所であった。</p> <p>これらの整備により、平成21年4月の登録児童数は7,224人(対前年比:12%増、790人)で、過去最大の増加となった。</p> <p>また、平成20年度に待機児童が発生したクラブについては、施設整備の結果、平成21年度では待機児童が発生しなかった。</p> <p>■クラブ数:126クラブ ■待機児童数:35人 ■移設箇所数:29箇所</p> | <p>平成20年度から放課後児童クラブの全児童化に取り組んだ結果、障害児の受入も増加した。また、開設時間を延長するクラブが増加するとともに、大規模クラブの分割を実施することができた。</p> <p>■延長実施:96クラブ ■受入障害児数:125人</p> |
| 評価 (17~20年度) | <p>●放課後児童クラブの課題であった待機児童の解消や高学年児童の受入に加え、近年、児童を取り巻く環境の変化から、放課後の安全な居場所づくりが必要となった。このため、放課後児童対策として、放課後児童クラブを低学年の留守家庭児童に限らず、希望する全ての児童とする全児童化に転換した。平成20~22年度までの3カ年で、すべての放課後児童クラブで全児童化に対応できるよう必要な施設や体制の整備を行っている。</p> <p>●課題解決に向け計画的に整備等を進め、平成20年度から全児童化を導入した結果、登録児童数の増加や待機児童数が大幅に減少するなどの成果が見られる。また、クラブにおいて異年齢の児童や地域の大人と接することにより、他者への思いやりや信頼、年長者を敬う心など、子どもの社会性・人間性を育む場を整備できた。</p> <p><今後の問題・課題など> 全児童化が進捗する中、全市的に入所を希望する児童が増加しており、整備にあたってはニーズ等を勘案し、待機児童が生じないよう、計画的に進めていく必要がある。また、学校敷地内に建設用地を確保することが困難な箇所もあり、適切な建設用地の確保が必要となる。</p> | <p>●放課後児童クラブの全児童化に伴い、高学年児童や障害児の登録も増加し、市民ニーズも多様化してきている。これまで計画的に整備を進め、平成20年度から3カ年で全児童化の体制を整備することとしており、体制が整ったクラブから順次、全児童化を実施している。</p> <p><今後の問題・課題など> 全児童化に伴い、クラブの開設時間等の平準化を図る必要がある。そのためには、運営団体の理解と協力が不可欠である。</p> |
| 今後の方向性 | 拡充 | 拡充 |
| 理由、改善点等 | | |
| 備考 (特記事項) | | |
| 担当(課) | 子ども家庭局・子育て支援課 | 子ども家庭局・子育て支援課 |

子育て支援 【(6) 子育てと仕事の両立支援】

基本施策/ 放課後児童クラブなどの充実

| 事業番号 | 145 | 146 |
|-----------------|--|--|
| 事業名 | 児童放課後いきいき指導事業 | 放課後子どもプラン(総合的な放課後対策)の推進 |
| 事業概要 | 児童館、放課後児童クラブ等に、スポーツ、文化等の指導員を派遣し、子どもたちに生活体験や自然体験、社会体験、文化・スポーツ活動などの有意義で様々な体験や活動をさせ、望ましい人間形成を図るとともに、高齢者などの能力の有効活用を図る。今後、児童の健全な育成のため一層の事業充実を図る。 | 放課後児童クラブの全児童対策への転換により、全ての児童を対象とした放課後の居場所づくりを進める。あわせて、地域の協力等による様々な体験交流など、放課後児童クラブの活動内容の充実に向けた検討を進める。 |
| 指標 | - | - |
| 初期値 (計画策定時) | - | - |
| 目標値 | - | - |
| 実績値 | - | - |
| 20年度 実施状況等 | けん玉などの伝承遊びやスポーツ、読み聞かせなど幅広い分野の指導を行った。 ■実施件数:311件 ■参加人数:16,543人 | 【子ども家庭局】 全児童対策の先進都市からの情報収集。 【教育委員会】 効果・課題の検証。 |
| 評価 (17～20年度) | ●各クラブにおいて指導員の派遣を一過性で終わらせるのではなく、連続若しくは継続して派遣することで、児童の体験活動を深める工夫がされていた。 ●放課後児童クラブや児童館が、当事業を実施することにより体験・交流の場となっており、児童の健全育成に寄与している。 <今後の問題・課題など> ○事業実施クラブでは、成果が上がっているが、まったく利用していないクラブもある。また、登録指導員の更新が不十分であり、新たな人材の掘り起こしができていない。 ○次世代育成行動計画(後期)においても、地域人材を活用した取り組みが検討されており、本事業の充実を図る上からも、検討内容を踏まえ、事業のあり方等を見直す必要がある。 | ●市内部での調査・研究、検討の結果、既存の放課後児童クラブに全ての希望する児童を受け入れるかたちで北九州市独自の放課後対策とすることとした。 <今後の問題・課題など> 放課後児童クラブの全児童化を進めることに加え、体験・交流の場といった放課後子ども教室的要素をいかに付加するかが今後の課題である。 |
| 今後の方向性 | 拡充 | 継続 |
| 理由、改善点等 | 地域人材の新しい発掘。 | 放課後児童クラブの内容充実等。 |
| 備考 (特記事項) | | |
| 担当(課) | 子ども家庭局・子育て支援課 | 教育委員会・生涯学習課 子ども家庭局・子育て支援課 |

子育て支援 【(6) 子育てと仕事の両立支援】

基本施策/ ひとり親家庭への支援

| 事業番号 | 147 | 148 |
|-----------------|---|---|
| 事業名 | 北九州市ひとり親家庭等日常生活支援事業 | 母子家庭自立支援給付金事業 |
| 事業概要 | 母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定を図るため、就学等の自立促進に必要な事由や疾病等の事由により一時的に生活援助や保育サービスが必要なとき、生活を支援する者(家庭生活支援員)を派遣する。 | 母子家庭の母の就業を促進し、自立を支援するため、就業に結びつく可能性の高い資格習得に取り組む母親などに対し、受講料の一部助成や一定期間の生活費などを支給する。 |
| 指標 | 要請件数 | - |
| 初期値 (計画策定時) | 16年度: 120件 | - |
| 目標値 | 17年度: 132件 | - |
| 実績値 | 20年度: 171件 | - |
| 20年度 実施状況等 | <ul style="list-style-type: none"> ■要請件数: 171件 ■派遣回数: 226件 | <ul style="list-style-type: none"> ■教育訓練給付金: 4件 ■高等訓練促進費: 45件 |
| 評価 (17～20年度) | <ul style="list-style-type: none"> ●自立の求められているひとり親家庭にとって、就職活動や急な疾病、休日出勤等における支援は必要不可欠なものである。十分な研修を積んだ、ひとり親家庭に理解のある支援員による当事業のニーズは、ひとり親家庭の増加に伴い増えてくると考える。利用実績も目標を上回り推移しており十分な成果を挙げたと考える。 ●反面、平成18年度に行った実態調査では事業の認知度が低いという結果も出ており、今後一層の事業周知を行い、潜在的なニーズの掘り出しを図りたいと考えている。 | <ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭の母の主体的な能力開発に対する支援、就職の際に有利で生活の安定につながる看護師や保育士などの資格取得のための支援を通じ、母子家庭の母の就業促進・自立支援に一定の成果をあげたと考える。 <p><今後の問題・課題など> 今後も引き続き関係機関との連携のもと事業の周知を図り、適正に実施していく。</p> |
| 今後の方向性 | 継続 | 継続 |
| 理由、改善点等 | 自立の求められているひとり親家庭にとって、就職活動や急な疾病、休日出勤等における支援は必要不可欠なものである。 | 母子家庭の母の就業を促進し、自立を支援するために必要な事業である。 給付額の増額等(平成21年6月実施済)。 |
| 備考 (特記事項) | | |
| 担当(課) | 子ども家庭局・子育て支援課 | 子ども家庭局・子育て支援課 |

子育て支援 【(6) 子育てと仕事の両立支援】

基本施策/ ひとり親家庭への支援

| | | |
|-----------------|--|--|
| 事業番号 | 149 | 150 |
| 事業名 | 母子福祉センター運営委託 | 母子寡婦福祉資金の利用促進 |
| 事業概要 | 母子福祉センターを中心に、各種相談事業、自立促進のための各種講座、就職相談会などを実施し、ひとり親家庭の総合的な福祉の向上を図る。今後、講座内容のより一層の充実や関係団体等との連携強化を図る。 | 母子家庭の子どもたちが高等教育を受ける機会の保障や厳しい雇用情勢の中での母親の就労を確保し、母子家庭の経済的自立の促進及び生活意欲の向上を図るため、福祉資金の貸付を行う。 |
| 指標 | - | 件数 |
| 初期値 (計画策定時) | - | 15年度:1,310件 |
| 目標値 | - | 20年度:1,400件 |
| 実績値 | - | 20年度:826件 |
| 20年度 実施状況等 | <p>■延べセンター利用者数:7,706人 (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談:995人 ・講習会:4,897人 ・特別相談:72人 ・生活指導強化事業:263人 ほか | <p>■継続的に福祉資金の貸付を行うことにより、母子家庭の子どもたちが高等教育を受ける機会を保障し、厳しい雇用情勢の中での母親の就労を支援し、母子家庭の経済的自立の促進及び生活意欲の向上を図った。</p> |
| 評価 (17～20年度) | <p>●事業の認知度や利用者の停滞など事業周知の一層の徹底、ひとり親家庭に対する施策とのニーズのミスマッチや社会全体としてのひとり親家庭等への理解や制度の充実など課題は多いが、母子福祉施策の総合的な拠点として、制度の改正等に対応するために事業の見直しや充実を図りつつ、総合的、効率的な事業実施がなされたと考えている。</p> | <p>●貸付件数の推移をみると、他資金の貸付要件の緩和等の影響で、貸付件数は減少傾向を示しているが、母子寡婦家庭の経済的自立の助成・生活意欲の助長を図り、児童(子)の福祉を推進するのに成果を上げたと考ええる。</p> |
| 今後の方向性 | 拡充 | 継続 |
| 理由、改善点等 | 就職に必要な知識、技術、資格の取得を目的として実施している就業支援講習会の充実を図る。 | 母子家庭の生活の安定、自立助長ために引き続き必要な事業である。 |
| 備考 (特記事項) | 平成18年度、北九州市母子福祉センターへの指定管理制度導入により事業名を変更。 | |
| 担当(課) | 子ども家庭局・子育て支援課 | 子ども家庭局・子育て支援課 |

子育て支援 【(6) 子育てと仕事の両立支援】

基本施策/ ひとり親家庭への支援

| 事業番号 | 151 | 152 |
|-----------------|--|--|
| 事業名 | 八幡母子寮の設置及び運営 | 児童扶養手当 |
| 事業概要 | 母子寮施設の住環境の改善を図るとともに、慢性的な満室状態の解消等を目的に、豊山、陣山両母子寮を統合して、新たに八幡母子寮を設置し、既設の小倉母子寮とともに児童の福祉に欠ける母子の自立を支援する。 | 父と生計を同じくしていない児童を監護する母等に対し、生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、手当を支給する。 |
| 指標 | - | - |
| 初期値 (計画策定時) | - | - |
| 目標値 | - | - |
| 実績値 | - | - |
| 20年度 実施状況等 | ■平成20年度、年間措置延世帯:664世帯(広域入所委託分を含む) | ■平成20年度受給者:11,545名(うち支給停止759名) (H21年3月末現在) |
| 評価 (17～20年度) | <ul style="list-style-type: none"> ●平成17年度に、八幡母子寮を設置し、定員や専用の緊急一時保護室が増えたため、緊急時の対応が容易になった。 ●児童の福祉に欠ける母子の自立を継続的に支援した。 <p><今後の問題・課題など></p> <p>○近年、様々な問題を抱えた処遇困難ケースの増加に伴い、長期的な支援が必要となっており、関係機関との更なる連携の強化や職員の一層の資質向上が必要である。</p> <p>○DVや児童虐待などの母子生活支援施設を取り巻く複雑化する入所ケースに対する適切・迅速な対応や効率的・効果的な施設の運営。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭の就労形態は、パートタイマー及び派遣・契約社員が半数以上を占めており、仕事による1ヶ月の収入も父子家庭の約2分の1である(平成18年度北九州市母子家庭等実態調査より)。 ●対象家庭の生活の安定と、自立の促進に寄与するために、事業の継続が必要である。 |
| 今後の方向性 | 継続 | 継続 |
| 理由、改善点等 | 児童の福祉に欠ける母子を保護し、自立促進のためにその生活を支援する必要がある。 | |
| 備考 (特記事項) | | |
| 担当(課) | 子ども家庭局・子育て支援課 | 子ども家庭局・子育て支援課 |

子育て支援 【(6) 子育てと仕事の両立支援】

基本施策/ ひとり親家庭への支援

| | |
|-----------------|--|
| 事業番号 | 355 |
| 事業名 | 母子家庭のお母さんのための就業促進強化事業 |
| 事業概要 | 母子家庭の母を対象として、就職に有利で、受講希望者の多い講座の新設・増設を行い、就業促進の強化を図る。 |
| 指標 | — |
| 初期値 (計画策定時) | — |
| 目標値 | — |
| 実績値 | — |
| 20年度 実施状況等 | ■平成20年度から、No.149「母子福祉センター運営委託」に統合。 |
| 評価 (17～20年度) | ●ニーズが多く抽選が多い講座やアンケートによる要望の多い講座の追加実施や、補講を行うことで、必要な講座が実施され、資格取得や就職に役立てることができたと考えている(平成20年度から、No.149「母子福祉センター運営委託」に統合)。 |
| 今後の方向性 | 終了 |
| 理由、改善点等 | |
| 備考 (特記事項) | 平成20年度から、No.149「母子福祉センター運営委託」に統合 |
| 担当(課) | 子ども家庭局・子育て支援課 |

子育て支援 【(6) 子育てと仕事の両立支援】

基本施策/ 就労支援の推進

| | | |
|-------------------|---|--|
| 事業番号 | 153 | 154 |
| 事業名 | ショートステイ・トワイライトステイ事業 | 再就職支援 |
| 事業概要 | 保護者等の就労や疾病、冠婚葬祭などによる緊急・一時預かりや保護者のリフレッシュなど、幅広いニーズに対応するため、「ほっと子育て」など他の関連サービスとの十分な連携を図り、利用しやすい環境づくりに努める。 | 子育て期間をキャリア・アップのために活用できるよう男女共同参画センター等で、出産、子育て後の再就職に役立つ資格・技能習得講座や講演会などを開催し、再就職を支援・促進する。 |
| 指標 | 定員数 | — |
| 初期値 (計画策定時) | 16年度:ショートステイ16人、トワイライトステイ12人 | — |
| 目標値 | 21年度:ショートステイ20人、トワイライトステイ15人 | — |
| 実績値 | 20年度:ショートステイ20人、トワイライトステイ15人 | — |
| 20年度 実施状況等 | <p>利用希望者に対し、事業を実施している。</p> <p>■利用実績(延べ人数) ・ショートステイ:494人 ・トワイライトステイ:2人</p> | <p>■男女共同参画センター、東部及び西部勤労婦人センターにて21企画を実施した(参加者延べ3,158人)。</p> |
| 評価内容 (17～20年度) | <p>●料金や日数など利用者ニーズの多様性に対応している。</p> <p>●広報活動を通じて制度の周知を図り、他制度との連携を図りながら利用しやすい環境づくりを目指す。</p> | <p>●アンケートの結果、受講者の満足度は高い。</p> <p><今後の問題・課題など> 人気が高い講座について、できるだけ多くの人が受講できるような対策が必要である。</p> |
| 今後の方向性 | 継続 | 継続 |
| 理由、改善点等 | 本事業は一人親世帯、共働き世帯の増加により市民ニーズは増えており、利用者にとっても必要な事業であると考えため継続する。 | 男女共同参画促進、ワーク・ライフ・バランスの推進の観点から、女性の再就職支援は重要である。 |
| 備考 (特記事項) | | |
| 担当(課) | 子ども家庭局・子育て支援課 | 子ども家庭局・男女共同参画推進部 |

子育て支援 【(6) 子育てと仕事の両立支援】

基本施策/ 就労支援の推進

| | |
|-------------------|---|
| 事業番号 | 155 |
| 事業名 | 若年者就業促進事業 |
| 事業概要 | 若年者の就業を支援するため、概ね35歳までの若年求職者を対象に、専門の相談員による就業意識の向上や能力開発、具体的な就職活動に関する相談・助言、各種就職関連情報の提供、職業紹介等を実施する「若者ワークプラザ北九州」を設置し、地域の若年者の就業促進を図る。 |
| 指標 | 就職者数 |
| 初期値 (計画策定時) | 18年度:748人 |
| 目標値 | 21年度:900人 |
| 実績値 | 20年度:857人 |
| 20年度 実施状況等 | <ul style="list-style-type: none"> ■延利用者数:11,073人 ■カウンセリング延利用者数:9,615人 ■セミナー等受講者数:1,171人 ■就職者数:857人 |
| 評価内容 (17～20年度) | <p>●若年者を取り巻く厳しい雇用環境を踏まえ、プラザを拠点にした様々な就業支援を行った結果、当初計画を上回る実績からも若年者に対する就業は促進されている。</p> <p><今後の問題・課題など> 市内西部地域に居住する若者の地域性や利便性に配慮していく必要がある。</p> |
| 今後の方向性 | 継続 |
| 理由、改善点等 | 昨今の景気悪化の影響により、若年者を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、今後も相談件数の増加等が見込まれるとともに、市内西部地域在住の若者への利便性に配慮するため、若者ワークプラザ北九州のサブセンターを黒崎に開設し、若年求職者に対し、よりきめ細かな就業支援を行っていく。 |
| 備考 (特記事項) | 平成19年度拡充(ハートフル子どもプラン)により、目標値等を設定 |
| 担当(課) | 産業経済局・雇用開発課 |